

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定  
保険医の登録
- 肥料の登録の有効期間の更新  
肥料の分析検査の結果の概要  
旧慣使用林野整備計画の認可
- 土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良事業計画の変更の認可  
土地収用法による事業の認定
- ◇ 選管告示 昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号の一部改正  
選挙管理委員会の招集
- ◇ 内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止
- ◇ 正 誤 鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正

## 告 示

鳥取県告示四百六十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
綾産婦人科医院	鳥取市弥生町二三一	昭和四十九年五月十二日
柴田皮膚科医院	二階町二丁目一五	八日
竹内内科 小児科医院	本町五丁目二〇二	一日
中嶋 医院	米子市道笑町二丁目 九七の一	〃
松田内科医院 分院	倉吉市伊木一八三	〃
福庭 医院	境港市相生町一一四	〃
佐古診療所	西伯郡大山町末長 二四三の八	〃
吉田一陽堂 駅前薬局	鳥取市永楽温泉町一六三	十二日
平井薬局駅前店	今町二丁目一〇二	〃
浅井薬局	寿町八二五	〃
谷口薬局 有限会社	倉吉市瀬崎町 二、七三八の一四	〃

鳥取県告示第四百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定より告示する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸本幸廣	鳥医第一、八八四号	昭和四十九年五月八日

鳥取県告示第四百六十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

上林薬局	東伯郡赤碕町西仲町	"
池本薬局	赤碕一、五四七	"

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三八七号	中山町尿素入り梨複合肥料	窒素全量 一〇・〇 アンモニア性窒素 四・〇 りん酸全量 一一・〇 うち可溶性りん酸 七・八 うち水溶性りん酸 六・二 加里全量 八・〇 うち水溶性加里 七・八	西伯郡中山町下甲 二九〇番地 中山町農業協同組合 組合長理事 山内芳元
鳥取県 第三八九号	赤碕町梨複合肥料	窒素全量 六・〇 アンモニア性窒素 二・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 六・〇 うち水溶性加里 五・七	東伯郡赤碕町赤碕 一九九七の一 赤碕町農業協同組合 組合長理事 森山忠久
鳥取県 第三九一号	関金梨複合肥料	窒素全量 六・〇 アンモニア性窒素 二・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 六・〇 うち水溶性加里 五・七	東伯郡関金町大字大鳥居 二一〇 関金町農業協同組合 組合長理事 新田忠則

鳥取県告示第四百六十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県 第三九二号 肥料三号	東伯梨複合	窒素全量 七・〇	東伯郡東伯町徳万 五五八の一
うち	りん酸全量 七・〇	二・九	東伯町農業協同組合 組合長理事
うち	可溶性りん酸 二・九	二・三	中本 基
うち	水溶性りん酸 二・三	八・〇	
うち	加里全量 八・〇	七・八	
うち	水溶性加里 七・八		

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち 不合格点数
硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇
腐植酸アンモニア肥料	北炭化成工業株式会社	三	〇
苦土過りん酸	東菱肥料株式会社	三	〇
〃	株式会社多木製肥所	三	〇
〃	コウノシマ化成株式会社	三	〇
沈でんりん酸石灰	新田ゼラチン株式会社	三	〇

魚かす粉末	株式会社中田商会	三	〇
蒸製骨粉	富山魚糧株式会社	六	〇
なたね油かす粉末	谷口伊三郎	三	一
わたみ油かす粉末	日清製油株式会社	三	〇
ひまし油かす粉末	岡村製油株式会社	三	〇
米ぬか油かす粉末	丸全製油株式会社	六	〇
混合有機質肥料	加藤製油株式会社	三	〇
第一種複合肥料	小林産業株式会社	三	〇
	株式会社多木製肥所	一五	〇
	片倉チツカリン株式会社	一五	〇
	豊生肥糧株式会社	六	〇
	住友化学工業株式会社	六	〇
	貴島産業株式会社	九	〇
	関西日産化学株式会社	九	〇
	光興業株式会社	一	〇
	昭和化成肥料株式会社	一	〇
	中央化成株式会社	二	〇
	コウノシマ化成株式会社	三	〇
	理研農産化工株式会社	三	〇
	シンカ興業株式会社	三	〇
	丸菱肥料株式会社	二	〇
	日東肥料化学工業株式会社	六	〇
	トモエ化学工業株式会社	六	〇
	大東肥料株式会社(大阪)	六	〇
	トリア化成株式会社	六	〇

生 石 灰	村礫石灰工業株式会社	三	○
炭酸カルシウム肥料	上田石灰製造株式会社	六	○
けい 酸 質 肥 料	清水工業株式会社	六	○
硫 酸 苦 土 肥 料	蛇の目化工株式会社	三	○
水 酸 化 苦 土 肥 料	永和農産工業株式会社	六	○
	住友商事株式会社	三	○
	宇部化学工業株式会社	三	○
	三井東洋化学株式会社	三	○
	鳥取県経済農業協同組合 連合会	一六	○
	花見農業協同組合	三	○
	九州化学工業株式会社	三	○
	セントラル硝子株式会社	三	○
	協和醱酵工業株式会社	三	○
	宇部興産株式会社	九	○
	三菱化成工業株式会社	一 二	○

鳥取県告示第四百六十五号

三朝町長から申請のあつた木地山地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和四十九年五月十四日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定に基づき、国府土地改良区の定款の変更を昭和四十九年五月十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十七号

富海土地改良区から申請のあつた土地改良（富海地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定に基づき、昭和四十九年五月十五日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

市道北小屋線、市道湖山幹線及び市道湖山新田線道路改築工事

三 起業地

1 収用の部分

鳥取市湖山町字宮向、字小山新川、字中瀬、字産水浜測、字産水上の上道及び字向池測地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

「日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院 日野郡日野町大字根雨七三

〇」を 「日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院 日野郡日野町大字根雨

日南町国民健康保険日南病院

日野郡日南町生山五一

七三〇

に改める。

一一七

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

昭和四十九年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十九年五月二十一日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁第四応接室

三 議題 参議院議員通常選挙について

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和四十九年五月二十一日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川

昭和四十九年六月一日から昭和四十九年六月八日まで（ゾロにあつては、六月二十二日まで）

天神川

昭和四十九年六月一日から昭和四十九年六月十五日まで（投網にあつては、六月二十三日正午まで）

日野川

昭和四十九年六月一日から昭和四十九年六月八日まで（投網にあつては、六月九日午前五時まで）

正 誤

鳥取県税条例の一部を改正する条例（昭和四十九年四月鳥取県条例第十三号）中次の箇所（誤り）があつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
五	下	二	同年	昭和四十九年
五			精算	清算
五				清算

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】